

第 187 回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 25 日（木） 14 時 00 分～14 時 45 分
- 2 場 所 山形県自治会館 2 階 201 会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 青柳委員、阿部委員、板垣委員、伊藤委員、柴田委員、吉田委員、坂本[八卷]委員、山本[橋本]委員、田中[角張]委員、丸山[岡田]委員、佐藤委員、原田委員、遠藤委員、高橋委員、矢吹委員、鈴木委員、八鍬委員
[]：第 2 号委員代理出席者
17 名
- 欠席委員 津藤委員、渡邊（享）委員、渡辺（理）委員、戸邊委員、石黒委員、星川委員
6 名
- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。
山形県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、吉田会長に議長をお願いした。
- 6 議 事

（議 長）

それでは、議事に入ります。

本日の審議会は、公開といたします。本日の議事録署名人 2 名を私から指名いたします。阿部俊夫委員、板垣正義委員、以上の両名をお願いいたします。

（2）知事説明・審議

（議 長）

今回、本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、2 案件でございます。

付議事項について当局の説明をお願いいたします。

(土屋県土整備部次長)

山形県県土整備部 次長の土屋でございます。

本日は、お忙しいところ都市計画審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また日頃より県の都市計画行政につきまして多大なる御理解と御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本来、知事が出席してご説明申し上げるところですが、あいにく公務が重なり本日出席できませんので、知事に代わって私から、付議案件の概要をご説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。本日の案件は、2案件でございます。

1件目が、議第1号「新庄都市計画道路の変更」、2件目が、議第2号「産業廃棄物処理施設の位置について」でございます。

議第1号「新庄都市計画道路の変更」につきましては、令和4年1月に新庄市より策定されました「新庄市都市計画道路の見直し計画」に基づきまして、3・4・11号かなざわしもにしやま金沢下西山線の長期間未整備となっている区間を廃止するものでございます。それに伴いまして、路線名の変更、交差点の変更がなされるものでございます。

議第2号は、山形市における「産業廃棄物処理施設の位置」に関するものでございます。建築基準法第51条ただし書きの規定により付議するものでございます。

それぞれの内容の詳細及び縦覧結果等につきましては、事務局よりご説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。私からの説明は以上です。

(議 長)

それでは、審議に移ります。議第1号「新庄都市計画道路の変更」について事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により都市計画課井上課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいま説明のあった案件について、御意見、御質疑はございませんか。

(遠藤委員)

市との協議及び住民の皆様との協議は、すべて手続きをとられて納得いただいているとのことご説明いただきました。ご努力に敬意を表します。また、今日ここで審議するにあたりまして地元の県会議員にもお話を聞いたところ、ぜひ早く進めてほしいとの御意向でございましたので、原案のとおりこれで結構なものかと。以上です。

(議 長)

はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(八鍬委員)

57年間も未着手であったということで、住民の方も意見交換会でも何も意見が出なかったということですが、路線に対して異議があったかというよりも、計画そのものがあるということ自体、ほとんど知られていないのではないかなと思うので、その辺、前もってお示したときには何か御意見があったとは思いますが。

また、この地域でよく通るのですけども、この道路があれば便利だというのは一目瞭然なんです。しかし住民との関係・混雑が目立つなど、(整備するにも)あらゆる困難な路線だなというのは感じてはいました。だから、地元からの意見もないとなれば廃止やむなしかと。

もう一つ、新庄金山道路。新庄北道路ですね。これとの立体交差部分というのは今どうなっているのでしょうか。

(議 長)

はい。ありがとうございます。今ご質問のあった立体交差について。

(事務局)

実情としましては、計画路線のちょっと北側に国道458号線との立体交差がございまして、そこで交差できるという形状になっております。ですから今回廃止することによって支障が出るというわけではございません。

(八鍬委員)

現在の東北中央自動車道については、この計画路線があるということで、前もっての立体交差ではなかったということでしょうか。

(事務局)

東北中央自動車道の整備にあたり協議をしているという経緯はございますけれども、事前に都市計画道路の立体交差部を設けていなかったという状況でございます。

(議 長)

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(柴田委員)

新庄市、住民の方にも意見を聴いて、意見なしと皆さん納得されている状況だから廃止は結構な話だと思っております。

今回の道路だけではなくて、明らかにおかしいでしょという計画道路はまだいっぱいあると思っております。私自身がどういう計画があるのかわかっていないのですけ

れども、他の地域でも見直しはこれから必要なのではないかなと思います。

(議 長)

はい、ありがとうございました。

(事務局)

県内のこうした長期未着手道路に対して、見直しを進めてきております。令和4年2月末時点で、12市町、59区間、合計54kmの見直しを行っております。

今後見直し検討中の市町もまだございまして、順次、市内の(道路)ネットワークを検証しながら見直す予定としております。

(議 長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

では他に質疑がないようですので、これにより採決いたします。本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思います。

議第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございまして、本案については原案のとおり可決いたしました。

(議 長)

続きまして、議第2号「産業廃棄物処理施設の位置」について議題に供します。事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により山形市建築指導課鑑水課長が説明)

(議 長)

ただいま説明のあった案件につきまして、御意見、御質疑はございませんか。

(鈴木委員)

産業廃棄物処理場については結構問題になっているものですから、地元説明の際など、地権者なり地区の代表者なりの同意は、法律には義務付けられているのでしょうか。

(事務局)

近隣住民からの同意につきましては、法律で定められてはおりません。ただ先ほど申し上げた許可基準で、申請地から半径500m以内の居住者、企業等に対して説明会を行うことが決められています。今回は接している畑・水田の所有者にも説明を行って、特に異議等はなかったと聞いております。

(議 長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
では他に質疑がないようですので、これにより採決いたします。
議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございますので、本案については原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお願いいたしますと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

委員の皆様におかれましては、終始慎重なご審議をありがとうございました。これをもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 14時45分)

令和4年8月25日